



第47号

平成30年3月31日

題字 山野井 整(ワークランドべにばな)  
 絵 山口 真衣(山大附属特別支援学校)

一般社団法人 山形県手をつなぐ育成会

編集・発行 ● 〒990-0021 山形市小白川町二丁目3-31 山形県総合社会福祉センター内 TEL(023)623-6572 FAX(023)623-6571  
 E-mail ● y-ikuseikai@coda.ocn.ne.jp ホームページ ● http://yamagata-ikuseikai.net/  
 ブログ ● http://yamagatakenikuseikai.blog.fc2.com/ フェイスブック ● 山形県手をつなぐ育成会Facebook 発行責任者 ● 田中 俊久

今年で第3回を迎えた「家族と支援者が共に学ぶセミナー」開催  
 「支え合いながら共に生きる社会をつくるために」をテーマに

第3回家族と支援者が共に学ぶセミナーが11月13日(月)、山形市総合福祉センターで開催しました。

午前中は、「行政説明」と「講演」が行われました。

○行政説明 枝松幹夫課長補佐

行政説明のテーマは、県障がい福祉課課長補佐・枝松幹夫氏による「共生する社会の実現に向けた平成29年度の取り組み」でした。「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり」条例を円滑に推進するための施策について説明がありました。

- 次の4つの施策の内容をお聞きしました。
- ①「心のバリアフリー推進員」の養成。
  - ②共生社会実現に向けた「事例集」の作成。
  - ③児童生徒向けの「わかりやすいパンフレット」の作成、
  - ④差別解消強化月間(12月)の設定。

県として共生社会づくりが着実に推進できる取組を行っていることがわかりました。

○講演 野澤 和弘 氏

野澤和弘氏(毎日新聞論説委)



講演者 野澤 和弘氏

による講演は、「知的障がい者が充実した地域生活を図るには」というテーマの内容でした。

障害者制度の改革が次々打ち出され、差別解消法が施行されています。合理的配慮を求められる時代になっています。合理的配慮は雇用の場や教育の場において最も重要です。多数派だけに合わせた社会では生きづらい人たちがいることを理解する必要があります。合理的配慮の理念は、集団主義や没個性の価値観を打破し、真からの個性尊重といった新しい時代を創造するきっかけになるということを強調していました。

以上のような話も含め、適切な事例も数多く挿入され、感動的な話を聞くことができました。

○シンポジウム

午後からは、「支え合いながら共に生きる社会をつくるために」本人の



左から 山口元輝氏・山口由美子氏・富樫幸子氏・加藤信一氏・木村久夫氏

○「ほく」の20年間  
(障がいのある当事者の立場から)

山口元輝氏は、小学2年の時「広汎性発達障害」と診断され、小中高と通常学級で過ごしました。現在、「山形コローニー就労サポートセンター」で就労に向けたトレーニングに励んでいます。学校時代はそれほど

思いをいかに引き出しそれを活かして行くか」のテーマで、シンポジウムが行われました。助言者は講師の野澤和弘氏に引き続きお願いし、コローディーネター氏は、八柳律子氏（エコファームもとさわ所長）でした。

4人のシンポジストが語った内容は次の通りです。なお、障がい当事者の山口元輝氏の支援者として、母の山口由美子氏が付き添いました。



左から 八柳律子氏・野澤和弘氏

○「お母ちゃんに出来る事」  
(学齢期の子をもつ親の立場から)

富樫幸子氏は、鶴岡手をつなぐ親の会会員。「息子の為に今、出来る事とは」、「あとから来る者の為に来る事は」を考えるとどんなことをすべきかについて問題提起してくれました。

ん教室に通い、珠算3段、暗算4段を取りました。また、平成28年にはアビリンピック全国大会に出場しました。将来はパソコン関係の仕事に就きたいと思っています。

息子は養護学校中学部に通っています。自閉症児で、自立的な家庭生活ができるように絵カードを使って視覚支援などを行うようにしています。やるべきことや順序がわかりやすいようにしています。できるだけ本人が混乱しない手立てを工夫しているということです。また、こうした子供達が一般の人

にも理解してもらうために、「花笠ほいほい隊」のメンバーにも加わっています。「花笠ほいほい隊」は、知的障がい者について疑似体験を通じて理解啓発に努める有志が集まったグループです。今や県内はもちろん、県外までにも出かけてワークショップを行っています。

○「思いが伝える、思いが形になる」  
(障害者施設運営の立場から)

木村久夫氏（寒河江さくらんぼ共生園園長）は、無認可小規模作業所からスタートし、障がい者施設の運営に携わっています。

今まで、障がいのある本人の「思い」が伝える、思いが形になることを大切にしてきました。

利用者と共に、彼らの「思い」にひたすらついてゆく。彼らの「思い」を見失わず、追い越さず、形になるように求めてきました。

そのために、次のような3つのモットーに基づく活動を続けてきました。

加藤信一氏（山形市立第三小学校教諭）は、長年特別支援学級担任として、自閉症児の教育に携わってきました。

特殊教育から特別支援教育に変わり、教育内容も大きく変化しています。個々の障がい児に合わせたよりきめ細かな教育の保障が求められています。「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」によって、明確な取り組みが重視されています。

交流・共同学習の積極的な導入によって、通常学級、支援学校等との交流も個に応じた目標と内容で行っています。

障がいのある子の困り感をしっかりと把握し、適切な支援策について、教育だけでなく、医療や福祉との連携も必要です。

家庭生活に対する支援も考慮し、登下校の支援、放課後等デイサービスの利用、余暇活動等、多面的な対応が必要になっているという学校の現場を報告してくれました。

一つ目、「障がい者としてではなく、人間として」を大事にしてきました。ピープル・ファーストを実践しています。

二つ目、「自分の事は、自分で決める」を大事にしています。本人たちが意思決定の主体になるようにしています。

三つ目、「私がいて、私のすること、みんなに喜んでほしい」を大事にしています。社会参加を積極的に行うようにしているということです。

「生」を、自分らしく生きられるように手助けをするとの思いで、一人一人へ寄り添ってきたことです。

以上、野澤氏よりシンポジストのそれぞれの立場における努力を評価し、今後のあり方について、適切な助言がありました。

# 11月の相談員等研修会で「成年後見制度」について学ぶ



平成29年度 山形県知的障がい者相談員・支部会長合同研修会は、11月15日(水)～16日(木)東根温泉・山形県身体障害者保養所「東紅苑」で開催しました。

研修テーマは、「成年後見制度等を含めた諸制度に関する理解を深める」。

## 第1日目、11月15日(水)

### ○「平成29年度山形県障がい福祉施策等について」

枝松幹夫氏（山形県健康福祉部障がい福祉課課長補佐）は、県の障がい者施策推進の基本方針を次の5つ紹介してくれました。

1. 差別解消の推進
2. 発達障がい児（者）への支援
3. 就労への支援
4. 地域移行及び共生社会に向けた支援
5. 高齢化に応じた支援

### ○「成年後見制度に対する山形市手をつなぐ育成会会員の意識について」



伊豆田公蔵氏 話題提供  
伊豆田公蔵氏（山形市育成会会長）は、山形市育成会会員の成年後見制度に関する意識調査の結果を発表してくれました。次の表のとおりです。

こうした調査から、成年後見制度が十分活用されていないことがわかります。後見制度の利用は16・5%にしか過ぎません。制度そのものに対する理解が十分浸透しているとは言えません。ただ、将来的には後見制度を利用する時がくるかもしれないと思っている人も多いこともわかります。回答者42名中32名が後見人の選任は今後必要と思っています。現在7名が後見人がいます。そうする

成年後見制度に関する意識調査（山形市手をつなぐ育成会会員向け）平成29年10月15日

回答者数	42/105名	40%	
後見人等を利用していますか	はい	7名	16.5%
	いいえ	35名	83.4%
後見人は誰がしていますか	第三者後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士等）	2名	
	親族後見人	4名	
後見人を選任した理由	相続など法律的事項が必要になった	3名	
	親なき後、金銭管理が必要と思うから	1名	
	その他	2名	
後見人を選任しない人の考え方	後見人は必要	29名	
	後見人は不要	5名	
	わからない	1名	
後見人を選任しないが、今後必要と思う人	いつの時点で後見人を選任するか	親の体力が落ちてきたと感じたら	17名
		片親になったとき	7名
		その他	8名
	後見人は誰がいいか	第三者後見人	11名
		親族後見人	22名
複数回答	1名		

と、後見人の利用が必要としているのは39名になります。回答者にとつて後見人が必要としているのは、割合からすると9割を超えています。親の体力の衰え、片親になったときの不安が、後見人は必要と認識していることになりました。

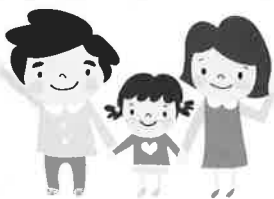
しかし、現状では、子供の面倒はみるのが可能であり、あえて手続きが複雑で費用がかかる成年後見制度を利用する必要はないと感じているのです。

「親なき後」の不安を感じながらもそれは遠い将来のこととしている人が多いということです。

## ぜんちのこども傷害保険

個人賠償 弁護士費用 ケガ入院・通院

- ◎ 個人賠償責任補償
- ◎ 権利擁護費用補償（弁護士費用）
- ◎ ケガでの入通院保障



特別支援学級に通う児童・生徒のために開発された、障がい児のための専用保険です。知的障がいや発達障がいのある子どもたちを、事故や虐待被害などからお守りし、安心した学校生活を送っていただけます。

詳しい資料のご用命は、下記代理店をお願いいたします。

○取扱代理店

株式会社エフシーバンク

TEL 022-348-4481

〒981-3213 宮城県仙台市泉区南中山3-11-18

○引受保険会社

ぜんち共済株式会社

〒101-0032

東京都千代田区岩本町3丁目5番8号岩本町シティプラザビル5階

○柴田邦昭氏(柴田社会福祉士事務所代表)「知的障がい者を取りまく法的制度について」

柴田氏は、県内でも珍しい独立型社会福祉士事務所を構え、後見活動を積極的に行っています。柴田氏は、障がい者にとってより良い生活ができるための理念と実践について、以下の話がありました。

知的障がい者の権利擁護のための法制度が近年進展してきています。「措置」から「契約」へと福祉制度が大きく変革しました。それにより、障がい者の自己選択や自己決定を前提とした支援の必要性が強調されています。

個人の人権や生活などを守るための法制度が整備されています。

「日常生活自立支援事業」は福祉サービスを利用するための援助事業です。福祉サービスの利用手続きや、金銭管理の支援をする事業です。福祉サービスをうまく利用出来ない障がい者が安心して毎日の暮らしができるようにするための援助事業です。さらに、「成年後見制度」は、判断能力が不十分な人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てして、援助者を付ける制度です。

障害者虐待防止法も施行されたのが平成24年。虐待を未然に防ぐために、虐待の早期発見・早期対応を行う法律です。

以上のような障がい者福祉に関する法や制度が整備され、十分活用できるようなしなければなりません。

その中でも、「成年後見制度」の活用とすることで、後見人として受任している事例の紹介がありました。金銭管理ができるように、毎月の給与日に、生活費・医療費・新聞代、町内会費と小分けにして本人に手渡している事例。

姉妹ですと暮らしていて、妹が亡くなり火葬埋葬・供養の手配をした事例。

金銭管理や身上監護などがいてねに行われている事例をお聞きし、後見人の重要性を理解することができました。

10月26日 井上博氏による講演会  
「地域移行で変化を起す」

井上博氏(山形県知的障害者福祉協会会長)より、「障がいのある人の地域移行について考える」施設運営者の立場から」の演題で講演をお聞きしました。

10月26日(木)、米沢市すこやかセンターで開催した研修会です。

「地域移行」は、障がい福祉の基本ととらえ、障がい者を地域で支える仕組みをつくりあげる必要があります。グループホームがその仕組みであり、障がい者が街に溶け込めるようにしなければなりません。重い障がいのある人も含めてそうなる制度ができてきます。



井上博氏「地域移行」の講演

入所していた方が安心と思っていて、地域移行を不安視する人たちもいました。

また、地域住民の中には、グループホームが来ることに反対する人たちもいました。

結局、こうした心配や不安は、考えすぎだったことがはっきりしています。本人たちのグループホームでの生活が落ち着いて生き生きすることがわかったからです。

障がいのある人はもちろん、家族にとっても、地域にとっても新たな生活を創り出すことができるのです。今後とも、障がい者の地域移行に関係者が協力して推進することが求められています。本人たちのより良い生活を実現できる地域移行を一層推し進める必要があることを強調していました。

それが、本当に実現すれば、家族も変化します。家族の中には、

編集後記

今年、9月8日(土)・9日(日)、天童市を会場に「第58回手をつなぐ育成会東北ブロック大会」を開催します。多数の仲間を誘い合って、大会を盛り上げてもらうことを願っています。

生活サポート総合補償制度

AIUの普通傷害保険(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

2017年度版

知的障害児者・自閉症児者のための

被保険者  
(補償の対象者)

知的障害児者または自閉症児者をご加入できます。

補償期間  
(保険のご契約期間)

2017年4月1日から  
1年間

掛金

入院2日目から補償プランB/  
掛金… 23,000円(保険料19,810円)

入院4日目から補償プランA/  
掛金… 17,000円(保険料14,810円)

詳細は取扱代理店にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

保険のお問合せはこちら

担当代理店 株式会社 ジェイアイシー 南東北支店  
〒980-8485 宮城県仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン18F  
TEL: 022-265-0010 FAX: 022-264-0081  
受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社 AIU損害保険株式会社 仙台営業支店  
〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3 富士火災仙台ビル2F  
TEL: 022-726-7551 http://www.aiu.co.jp  
受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご加入のお問合せはこちら

山形県知的障害児者生活サポート協会  
〒990-0041 山形市緑町1-9-30 緑町会館4階  
山形県知的障害者福祉協会内  
TEL: 023-664-0256 FAX: 023-623-9123  
受付時間: 午前9時~午後5時  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

(A-000722 2018-03)